

また、この義務教育費国庫負担制度につきましても、これまでも総額裁量制を導入するなど地方の自由度を高める改革を進めてきておりまして、今後とも国が必要な財源は確実に確保、手当てしながら、地方の自由度を生かす、高める観点から正に議員から御提案のありました点も含めまして各学校のニーズを反映できるように仕組みについて積極的に検討を行ってまいらなければならない、このように考えております。

いずれにいたしましても、義務教育に係る負担の在り方につきましては、現在、中央教育審議会において義務教育制度改革の一環として御審議いただいているところでございまして、文部科学省としても、この審議結果をしっかりと受け止めて義務教育改革に取り組んでまいりたいと考えております。

有村治子君 皆様いろいろな立場でお考えはあられると思いますが、やはり教育は日本のサバイバルを考える上で最重要課題であるという認識は皆様同じだと思っております。実際、学校現場や関係者が望んでいらっしゃるのには確実な財源保障であることは間違いありません。確実性という意味におきましては、地方税よりも義務教育費国庫負担金、負担制度である方が優れており、またその期待にこたえているものと考えていることを銘記していただいて、私、自由民主党有村治子の質

問を完了させていただきます。

ありがとうございました。

神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

本日は、我が党の理事、また委員の皆様のご配慮によりまして、この委員会でも質問をさせていただく機会を得ましたことをまずお礼を申し上げたいと思っております。

私自身も教育現場で二十数年間、小学校の教員としてやってまいりましたので、この義務教育費国庫負担制度につきましては教育の根幹にかかわる問題でありまして、是非とも大臣始め文部行政にかかわる方々、それから文部科学委員会の皆さん方との問題についてきっちり議論をさせていただきたいと思っております。この場に参りました。ただ、この法案の審議に入ります前、質疑に入ります前に、今日は中山大臣、それから下村政務官にもおいでいただいておりますので、別の件でございませけれども、冒頭ちょっとだけ御質問させていただきます。

下村政務官は、去る三月六日の都内での講演の中で、歴史教科書から従軍慰安婦や強制連行という言葉が減って良かったという昨年十一月の中山大臣の御発言を支持するということをおっしゃったというふうに新聞報道や政務官御自身のサイトの中でも、私も読ませていただきました。

この十一月二十九日の「政務官報告」というサイトの中で、従軍慰安婦、強制連行などの記述が少なくなってきたというのは正しい歴史認識を日本国内できっちり行うということであるというふうに書かれております。

これはどういう意味なのか、その正しい歴史認識とこのをどういふにつらえていらっしゃるのか、また大臣発言を支持するとおっしゃったことは事実なのか。もう時間ありませんので、簡潔に御答弁お願いします。

大臣政務官（下村博文君） お答えしたいと思います。

簡潔にそれではお答えさせていただきますと思いますが、当時、強制連行あるいは従軍慰安婦という言葉が使われておりません。ですから、今でも政府・外務省は、韓国やあるいは中国に対しても強制連行という言葉ではなく、募集、官あつせん、徴用という言葉を使っているわけでございます。

それがあつたことは事実でございます。強制連行というそのついでに当時使われていなかった言葉を教科書の中で使うのは適切ではないというふうに申し上げます。同様に、従軍慰安婦という言葉も、当時、慰安婦は存在していたというふうに思っています。それ自体否定しているわけではござい

せん。しかし、従軍慰安婦というのは、これは当時使われておりませんでしたし、また、なかつたという認識でございます。そういう中で、その記述が減ってきて良かったと。

もう一点は、そもそも歴史教科書の中で、子供たちの成長発達段階、中学生の歴史教科書の中で慰安婦という言葉自体を入れることは私は適切ではないというふうに思っております。そういう意味で、減ったことは良かったという意味で、昨年十一月に中山大臣が発言をされたことに対してそういう視点から支持したわけでございます。

神本美恵子君 慰安婦や強制連行といいますが、官あつせんとか徴用とか、そういう事実があつたことは認識しているけれども、認めているけれども、用語が適切ではないという御発言でしたけれども、従軍慰安婦という言葉は、確かに当時そういう言葉ではなくて、ただ、慰安婦という言葉は政府の当時の外電の中にも何度も出てきておりますし、その言葉が使われていなかったというのは私はこれは間違いだと御指摘したいと思えます。それから、同じサイトの中で、従軍慰安婦、強制連行などの当時からあつた言葉ではなく、後でマルクス・レーニン主義の学者たちが作った用語であるというふうなことが述べられているその根拠が何なのか。このことについて、ということをもまず、そのマルクス・レーニン主義の学者が作っ

たという根拠はどこなんですか。

大臣政務官（下村博文君） 最初の御指摘ですが、私自身も慰安婦という言葉を否定しているわけではございません。事実、慰安婦は当時存在していたというふうに思います。しかし、強制、従軍慰安婦という用語はなかつたということを、従軍慰安婦という言葉がなかつたということをお指摘したわけでございます。

そして、この強制連行あるいは従軍慰安婦というのは、その後マルクス・レーニン主義用語として、これは六〇年代になってから学説として出てきているというのが定説だというふうに認識しております。

神本美恵子君 今おっしゃったことはまた、ちょっと今日はやり取りする時間がございませんので、是非後できっちり訂正をさせていただきますと思います。こちらでも論拠はございますので。それから、中山大臣と下村政務官に改めてお伺いしたいと思えますけれども、慰安婦の強制の事実が政務官はあつたというふうにおっしゃいましたけれども、中山大臣はそのことについてはどうお考えですか。

国務大臣（中山成彬君） 私の十一月のあれは別府におけるタウンミーティングでの発言でございますが、あのとき、質疑応答の時間になりました。あるお母さんが立ち上がりまして、自分は転勤

族の妻だけれども、大分県に入ってきて、大分県というのは日教組が強いせいか、平和教育の名の下に極めて自虐的な教育が行われていると、これは子供たちのためにならないのではないかと、こういうふうな実は質問があつたわけでございます。

私はその前に、今日はひとつ率直な意見交換をやりましようというふうなことを申し上げておりましたので、どういふふうに答えたらいいのかなと、答え方によっては問題になるなと思いましたが、この際率直にお答えすべきだと、こういう立場から、自分は大臣になる前に日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会の座長とかそういうのもやっていたと、その立場からは、自虐的な教科書記述が減ってきたのは良かったと、こう思っていたと、どこの国の歴史にも光の部分と影の部分があると、余りその影の部分だけを強調して教えるのは子供たちのために良くないんじゃないかと、二十一世紀の世界を生きていく子供たちには日本という国に自信と誇りを持って歩んでもらいたいと、こういう発言をしたわけでございまして、前段というのは、正に私がまだ大臣になる前の考えを申し上げたわけでございまして、大臣になりましたらそういうことは言えないと、公平な立場で私はやっていくべきだと、こういうふうなことを考えてそのような発言をしたわけでございまして、そのことについて下村政務官がいる

る発言をされているということもお伺いしてあるわけでございます。

私も国会議員になりましたすべから、やはり日本のいろんな歴史の問題とかあるいは教科書の問題等にも取り組んでまいりまして、今政務官も申し上げましたが、慰安婦という言葉はあったのは事実でございますが、従軍慰安婦という言葉は私は、私の知る限りは、あれは一九八三年でしたか、吉田清治という方が、自分は済州島で従軍慰安婦狩りをしたというそういう本を出された、それが大きくキャンペーンで取り上げられたわけでございますが、その後その吉田清治さんという方は、あの本はうそだったというふうに言われたということも聞いておるところでございます。

神本美恵子君 慰安婦問題や強制連行の問題を取り上げるのは自虐的な、自虐史観だという認識を私は本当に疑うんですね。文部行政にかかわる大臣、トップですよ、それから政務官といえはナンバーズリーですか、の方たちがそういう認識で、例えば教科書行政、教科書検定や採択のこの今時期にそういう認識を改めて示されるということについて、私は時間があれば本当にやり取りをしたいと思っております。

これは歴史の事実であるという、事実であるということは先ほどから認めていらっしゃるんですよね。そのことをきっちり子供たちに伝えて、

これからのアジアの中の日本、世界の中の日本として、きっちり反省すべきは反省して、和解を、友好関係を深めていくという、そのために近隣諸国条項が教科書検定基準の中に設けられて二十二年やってきたはずなのに、今になってトップに立つ方がそういう認識を示されたということについて、私は非常に憤りに近いものを感じるんですけれども。

大臣、もう一度お伺いします。この歴史の事実を子供たちに伝えるということとはなぜ自虐史観なんでしょうか。短くお願いします。

国務大臣（中山成彬君） 先ほども言いましたけれども、どこの国の歴史にも光と影の部分がある、その影の部分だけを余りに強調するのはどうかということも申し上げたわけでございます。この自虐的な云々という話は私はしてあるわけはございませんが。

実際今、文部科学大臣として教科書検定を実施する立場にあります。これも何度もお答えしておりますけれども、この検定というのは、学習指導要領とかあるいは教科書検定基準に基づきまして、教科用図書検定調査審議会の専門的な審査を経て適切にこれは実施することになっておりまして、どういう通説がどうなっているかとか、あるいは余りにもバランスを欠いたところがあるんじゃないかとか、そういうことをいろいろ考えな

がらやっていっているというふうに考えているところでございます。決して、歴史をちゃんと教えてはいかぬということを言っているわけではございません。

神本美恵子君 先ほど自虐というふうには、自虐史観というふうにおっしゃいましたので、それはそうではないということですね。歴史の中に光と影がある、その両方をきちんと子供たちには伝えていかなければいけないと、事実を直視して、そしてこれからの和解と友好を進めていくというふうに受け止めさせていただいてよろしいですね。

国務大臣（中山成彬君） ですから、私はこの教育行政に携わる者としてこれからの子供たちのことを考えるわけでございます。やはり日本の子供たちが、自分の国の歴史、民族に自信と誇りを持って歩んでもらいたい、そうでなかつたら私は大刀打ちできないと、こう思うわけでございます。そういう意味で、しっかりと歴史認識も持ってもらいたいと、こう思っているわけでございます。その中に、先ほども申し上げておりますが、光と影の部分があると、この辺をしっかりと教えることが大事であると、こういうことを私は申し上げているところでございます。

神本美恵子君 また別の機会をとらえてこの問題は議論を是非させていただきたいと思っております。さて、義務教育費国庫負担法の改正案について

でございますけれども、義務教育というのは、子供たちが人間としてこれから社会生活を送っていく上で必要な基礎的な資質を培うものでありまして、憲法の要請に基づき、教育基本法の要請にも基づくものであるということは言つまでもないと思ひますけれども、そのためには何といつても財政的な保障が必要ということでの法律、制度がつくられているというふうに認識していますが、それは国の責務であるというふうに思ひますけれども、国の責務としてのこの義務教育をどのようにとらえていらっしゃるのか、まず大臣にお伺ひしたいと思います。

国務大臣（中山成彬君） お答えいたします。

義務教育というのは、知育、徳育、体育のバランスの取れた児童生徒を育成し、国民として共通に身に付けるべき基礎的資質を培うものでありまして、国は憲法の要請によりましてすべての国民に対して無償で一定水準の教育を提供する最終的な責任を負っていると考えております。

このため、国としては、全国的な観点から、教育の機会均等あるいは全国的な教育水準の維持向上を図るために、学習指導要領におきましてすべての子供たちが共通に学習する全国的な教育内容の基準を定めるとともに、全国どここの地域の学校におきましても一定水準以上の条件の下で教育を受けることができるように、財源保障を含む教育

条件の改善を図っていくことが必要であると、このように考えております。

特に、この義務教育の成否というのは教員に懸かっておりまして、教育の機会均等や、あるいは教育水準の維持向上を図るためには、教育条件の中でも特に全国すべての地域におきまして優れた教員を必要な数確保していくことが不可欠であると、このように考えます。国はそのために必要な財源を確実に手当てする責務を担っておりまして、これを制度的、財政的に担保すべく国が負担することとなっている制度がこの義務教育費国庫負担制度であると、このように考えております。

神本美恵子君 全国どこに生まれ育つても機会均等に一定水準以上の教育が受けられる、そのための財政保障をするのが国の責務であるというふうに大臣も認識していらっしゃるというふうに受け止めたけれども、一方で、今日、学校や子供や教育全体が抱えている課題といったようなものを考えますと、もう御認識だと思ひますけれども、いじめや不登校や引きこもり、それから家庭の、子供たちが育っている家庭の中を見ますと、虐待の問題やDVの問題、それから社会生活を見ますと、性の問題、薬物の問題等々、それから様々な社会的な問題行動と言われる、そういった課題が本当に山積しているわけですね。

そういう課題を解決しながら、一定水準の国民

としての教養といひますか素養を義務教育の段階で子供たちに付けさせるという義務教育の責務を考えたときに、本当にそういう問題解決も踏まえられた教育活動を推進していくためには、国が様々な細々したところまで、それこそはしの上げ下ろしと言われるようなところまで指示をするのではなくて、指示、指導するのではなくて、当事者である子供、学校の教職員、それから保護者、地域の人々の声をしっかりと受け止めながら、そこに裁量権、決定権をゆだねる、拡大するということが重要ではないかというふうに思ひますけれども、それについてはどのような御認識をお持ちでしょうか。

国務大臣（中山成彬君） 御指摘ありましたように、今の教育をめぐる様々な問題、課題があるということは承知しているところでございまして、そのために文部科学省としても教育改革を進めているところでございます。

まず、学校が保護者とか地域の声にこたえまして、地域の状況あるいは子供の状況に応じた特色ある学校づくりを進めていくと。そのために学校の裁量を拡大して、学校や地域がそれぞれ創意工夫を發揮できるように、そういうような方向でやっていくことが重要であると、このように考えておりまして、文部科学省はこれまでも教育課程の基準の大綱化あるいは弾力化を進め、また各教育

委員会におきまして、学校に対する教育委員会の関与を縮減する、減らすと、あるいは予算に関する学校の裁量拡大などの取組を推進してきたところでございます。私といたしましては、この現場主義を更に徹底していくことが必要であると、このように考えておりました。学校の裁量を更に拡大すると。あるいは小中学校の設置者であります市町村の役割あるいは責任を重視すると。さらに、市町村と広域自治体であります都道府県との関係の在り方などについても今後十分議論していくことが必要であると、このように考えておりました。今後、中央教育審議会におきまして、学校

あるいは市教育委員会、都道府県教育委員会との役割、責任の在り方についての検討をしていただきまして、この結論を待ちまして、学校現場の創意工夫が更に生かされるような方向で市町村とかあるいは学校の裁量の幅を拡大していきたいと、このように考えております。

神本美恵子君 大臣はこの間ずっと現場主義ということをおっしゃっていますので、そのことについては私も同感でございます。是非とも、学校現場、子供の状況、地域の状況に応じて、そこで本当にいろんなことが決定できる。具体的に言えば、カリキュラムも決定できる、それから教育方法も様々な工夫ができる、そのための財政的な保障をしっかりと国としてやりますよというふうな形

にしていきたいというふうに今御答弁をお聞きしたんですけれども、端的に言えば、国は財政保障をきっちりやりながら、あと、国は金は出すけれども余計な口は出さないよと、そういうふうな受け止めてよろしいですか。

国務大臣(中山成彬君) 正にそのとおり考えておりました。金は出すが口は出さない。口は出さないけれども、その代わり現場の学校あるいは市町村が責任持って自分たちの子供たちは自分たちで育てるんだ、こういう思いでこれは頑張っていただかなければならない、そういう意味では責任も極めて重くなるということも自覚していただかなければならないと、このように考えております。

神本美恵子君 私は、本当に、今大臣はしっかりとした御答弁をいただいたと思います。私もそこは本当に共通でございます。

この委員会でも学力問題で、この間、フィンランドのことが話題にもなったように議事録を読ませていただきましたけれども、フィンランドが今OECDのPIISA調査の中でトップを、二回続けて学力のトップの結果を出したということ、フィンランドも国がしっかりと財政的に見ながら裁量は学校に大きくゆだねてきたと、その結果、教師間の連携も活発化してこのような結果を生んだというふうに、フィンランドの教育に携わる行

政の方が発言されております。

そして、フィンランドでは財政保障はどうしているかという、国が五七%、地方が四三%という、日本は二分の一、二分の一ですけれども、そういうふうになっているという、私が調べたところではそうなっているんですが、一昨日の本委員会の参考人質疑で岡山県知事が出された資料を見せていただいたんですが、それによると、フィンランドの教員の給与は全額地方負担で、自治体の財政格差を調整交付金で調整というふうに書かれていたんですけれども、文科省、これはどのように把握されておりますか。

政府参考人(銭谷眞美君) フィンランドにおける教育の財源の問題についてお尋ねがございましたけれども、フィンランドにしましては、教員の給与は全額地方負担という説も、言う方いらっしゃるわけでございますが、文部科学省がフィンランド政府に確認をし調査したところ、フィンランドでは国が義務教育予算の五七%を負担しているというところでございました。

具体的には、教育文化省が各自治体ごとに必要な教育費を計算をした上で、全国の教育費総額の四三%を自治体の負担とし、残る五七%を国の負担としているわけでございます。この国庫負担金の配分額は、各市町村の人口密度や児童数、賃金格差などに基づいて調整され算定される児童生徒

一人当たりの教育費を基に算出をされているところと承知をいたしております。

神本美恵子君 どうも国と地方の財政的な役割分担というところでは、総務省が出される資料が文科省が出される資料と、諸外国の例なんですけれども、ずれがあったりということがありますが、フィンランドにつきましては私も大変関心を持ちまして、国会図書館等の資料を何度も取り寄せて調べましたところ、今局長がお答えになったようなことでありますので、是非委員の皆さんも、おとこの岡山県知事のあの資料が、それが正しいということではないということをお願いしたいと思っております。

次に、義務教育費国庫負担制度についてですけれども、地方財政法の第十条で、国が進んで経費を負担する必要があるものというふうに定められておりました、その中では、生活保護の経費などと並んでこの義務教育職員の給与費が規定されておりまして、このように、この国庫負担制度というのは、地方へ恩恵的に二分の一国が見てあげますよというふうなものではなくて、国と地方がしっかりと共同責任として教育費を出すというふうな趣旨だといつふうに私は受け止めております。正にナショナルミニマムである、その位置付けだといつふうに考えておりますけれども、都道府県の財政当局

は、これが補助金がある事業を優先する傾向にどうもあるのではないかと一いつふうに私は思います。

このことを考えますと、義務教育費国庫負担制度がなくなるとナショナルミニマムとしての教育水準が確保できなくなるのではないかと一いつ懸念を私は強く持っております。そうすれば、結果的に国の義務教育に対する、冒頭、大臣お答えいだきました国の責務というものを果たせなくなる、責任放棄になるのではないかと思いますけれども、大臣の義務教育費国庫負担制度にかかわる御認識を改めてお伺いしたいと思います。

国務大臣（中山成彬君） これは昨年の三位一体の議論でも主張したところでございますが、一般の補助金とこの国庫負担金は違うのではないかと。ただ、お情けで出してやるということではなくて責任に基づいて出しているんだということではない、うんだということも主張したわけでございまして、この国庫負担制度というのは、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、全国すべての地域において教育の機会均等、そして教育水準の維持向上が図られるために極めて重要な施策であると、このように考えておるわけでございまして、そのころは本当にナショナルミニマムというものを達成していくためにも極めて重要な私は制度であると、このように考えております。

神本美恵子君 昨年十月十二日の国と地方の協

議会において地方六団体が提出したペーパーがございまして。そのペーパーの中で、どうも学級編制教職員定数基準について国から都道府県に移すようなことがかかっている図がございました。昨日ちょっと通告のときには見付け切れなかつたんですけれども、その後探しまして、資料、手元にございませうかね。

十月十二日の第二回国と地方の協議の場のごろで出された資料の九ページにこいつ一いつ役割分担について一いつ図があるんですけれども、その中で、従来の仕組み、現状ですが、ここは文部科学省、国が義務教育費国庫負担金、学級編制・教職員定数基準、施設整備費負担金・補助金、あと学習指導要領、カリキュラム編成基準、教科書検定、研修基準というふうな項目があるんですが、それをあるべき国と地方の役割分担ということでは、一番下に文部科学省・国といつふうにあるところには、学習指導要領、以下ずっと教育内容、方法にかかわることが書かれているんですが、学級編制基準は県の教育委員会、それから学級編制は市町村教育委員会といつふうに言っているんですね。

こいつ一いつふうに、今で言つ標準定数法をなくすといつような考え方になっているのかなといつふうに私は受け止めるんですけれども、義務教育費国庫負担制度を廃止しても国がこいつ一いつ必置規制とかそつ一いつ規制、指導すれば同一水準は保てる

んだというふうに総務省や地方団体の方はおっしゃっているんですが、この図を見ますと、そういうふうになっていないんですね。どうも定数法もなくす方向を持っているんじゃないかというふうには私は思っていますが、これについて、大臣、どのようにお考えですか。

国務大臣（中山成彬君） 義務教育の実施に当たりましては、国は全国的な教育水準の確保と機会均等についての責任をしっかりと担いまして、その上で学校や地域がそういう工夫をして実際の教育ができるようにということで、先ほど申し上げたとおりでございます。今お話がありましたけれども、この学級編制あるいは教職員定数につきましては、学級規模と教職員配置の適正化を図り義務教育水準の維持向上に資するということを目的といたしまして、国が義務標準法によりまして全国的な標準を定め、都道府県が学級編制基準の設定や教職員の配置を行いまして、そして市町村が学級編制を行うということでございます。そういう意味では、ここにあります表と同じようなことに今でもなっていると、このように認識しております。

神本美恵子君 じゃ、学級編制基準や教職員定数については、地方六団体はこれをなくすというふうに考えているとはとらえていないということなんですか。

国務大臣（中山成彬君） どういうふうにお考えになっているか分かりませんが、私どもとしては、今申し上げましたように、国は義務標準法によりまして全国的な標準を定めています。それで、具体の学級編制の基準とかあるいは学級編制、そういったことについては市町村等がずっとやっていくような形に今でもしているということでございます。

神本美恵子君 そこは是非とも、大臣、これから中教審でも議論が、今始まっていますけれども、そして秋の結論を得るまでに、中教審に任せ切りじゃなくて、大臣としても常に総務省や財務省やそれから地方の六団体の方たちにつかりと、大臣自らさつきおっしゃったように、この義務教育費を確保する、その根底となっている、根拠となっているのが義務標準法でありますし、ですよ、それがあから教育水準が確保できますし、あるいは向上に向けて変えていけるわけですから、是非そこは何としてもやっていただきたい。決意をちよっとおっしゃってください。

国務大臣（中山成彬君） まず、地方六団体側はこの義務標準法があるから国の財源措置がなくてもやっていると、こう言っているわけですから、この義務標準法を廃止しようということとは地方側も考えていないと、こう思っておるわけでございます。私どもとしては、この標準の設

定とかあるいは確実な財源の手当てと、こういった義務教育にかかります国の責任というのはしっかりと果たしていくと、そういう方向で中教審の方でも議論していただいておりますし、私どももそういう方向で頑張つてまいりたいと、このように考えております。

神本美恵子君 これはまた後でも言いたいんですけれども、三月二十九日のこの委員会で、中教審の鳥居会長が三十人学級を中教審の審議の対象にしようとしているということを明らかにされたということをお聞きしましたけれども、私は、教育水準の維持向上というのであれば、向上のためには、現行の四十人学級という規模を三十人、上限を三十人に設定して、後はそれで教職員の配置をして、後、その使い方、使い方といいますか、配置の仕方やどういふ教職員をどこに何人配置するかというふうなのは各都道府県や地域の実情に応じていいですよという、今総額裁量制が取り入れられておりますけれども、そういう方向に今の現状を確保するという、受け身ではなくて、鳥居会長おっしゃっているように三十人学級にしますよという、こう打つて出る、そういうことが必要ではないかと思えますけれども、それについてはいかがですか。

国務大臣（中山成彬君） 現場に参りますと先生方から、ベテランの先生方ですけれども、昔

に比べて本当に今の子供は手が掛かるようになってたんですよというふうなことももう率直に言われるわけでございまして、そういう意味でこの学級編制のことについても真剣に考えなければならぬいなと思っておりますが、現行の定数改善計画というのは御承知のように十七年度に完成するわけでございまして、その後どうするかということにつきましては今中教審で御議論をいただきたいなと、こつ思っておりますが、是非そういう方向になればいいなという気持ちは今のところ持っております。

神本美恵子君　そういう方向になればいいなというそういう弱気ではなくて、是非、中教審の会長の鳥居会長もそうおっしゃっているわけですから、それこそ現場主義で、現場を今ずっと回っていらつしやる。私は、現場を見るところ、その見方についても後でやり取りさせていただきたいんですが、最近の子は手が掛かるなと、その言葉の裏にあるものをしっかり聞いていただきたいと思つたんですね。

ちよつと横道にそれますけれども、私も学校現場に自分がありましたときの小学校の経験だけではなくて、いろんな学校の先生方とお話をする機会、これまでたくさんございまして。ある大阪の中学校では、子供たちが夜間徘徊といいますか、そついう地域で夜家を飛び出して徘徊したり、お

店へ出入りしたりゲームセンター入りしたりしている。親御さんから自分ではどうしようもないので先生助けてという電話が掛かると、子供捜しに親御さんと一緒に走り回って、夜帰り着くのは子供をおうちに連れていって、中学生ですけれども、帰り着くのは十一時過ぎだと。そして朝は朝から、朝御飯食べてこない子がいればその子家に行つてみそ汁を作ったり、そついうことをやつて、こつ何か月も四時間以上寝ていまして、そついうふうなお話も聞くわけですね。それがどこの学校でもそついうわけではありませぬ。でも、そついう状況の中で、骨身を削つてといひますか、働いている教職員の声を聞きますと、何とかそこにサポートをできる先生をもう一人とかアシスタントの職員を一人とかいふふうな、そついうことが各地域でできるようにするには、今の四十人の学級規模の定数ではなくて、せめて三十人、フィンランドなんかは二十人弱というふうにも聞きました、諸外国はですね。

そついうことから考えると、大臣、何とかできるといいいではなくて、そつするといふ決意をちよつと言つていただけませんか。

国務大臣（中山成彬君）　中教審にはそれぞれ見識の高い専門的な先生方が一杯入つていらつしやいますから、その方々にまずは御議論いただくべきじゃないかと思つたわけでございまして、文部

科学大臣としてそつだと言つと、もうその議論を封殺してそつちの方に決めてしまふような形になりますから、そつではなくて、やはり諮問した以上は中教審の方で十分な御議論をいただくということが前提であるつと、このように考えております。

神本美恵子君　そこが大臣のリーダーシップではないですか。我が民主党は、二〇〇〇年ですか、定数改善計画、第七次が始まるときに三十人以下学級の法案を出しまして、残念ながらそれは廃案でしたか否決でしたかになつたんですけれども、私は、まあ今から言つてもしょうがないですが、そのときにあの法案を通してあげば、今こんな状況にもしかしたらなつても太刀打ちできたんじゃないかといふふうな思いもあるんですが、今からでも遅くないと思ひます。是非、この教育の水準を維持向上するためには三十人以下学級が是非とも必要なんだといふことを、あらゆるところで大臣として発言をしていただきたいといふことをお願いしたいと思ひます。

それで、次に各論に入つていきたいと思ひますけれども、これは総務省の方にも今日はおいでいただいております。昨年十一月二十六日の政府・与党合意の中に、義務教育についてはその根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するといふふうにあります。この義務教育の根幹といふ

をどのようにとらえていらっしゃるのか、また国の責任というのをどのようにとらえていらっしゃるのか、まず総務省の方にお聞きしたいと思えます。

大臣政務官（松本純君） お答えします。

義務教育の根幹は、教育の機会均等、無償性そして水準の確保であると理解をしております。その観点に立って、国民に対して全国どこでも一

定水準の教育環境を保障するよう学級編制や教職員数等に係る大枠を法律によって担保するとともに、その所要財源を確実に保障することが国の責任であると考えております。

神本美恵子君 文部科学省、文部科学省としてはどのように。

国務大臣（中山成彬君） 根幹というのは、今もお答えしましたけれども、憲法二十六条に基づきまして、教育の機会均等、そして教育水準の維持向上、そして無償性ということだろうと思っております。そして、国の責任というのは、この憲法二十六条に基づきまして、教育の機会均等、水準の維持向上、無償性という義務教育の根幹を制度的、財政的に保障して義務教育の円滑な実施を図ることと、このように認識してあるところでございます。

神本美恵子君 総務省も文科省もそこは一致しているんですね。国のその義務教育の根幹、それ

から国の責任ということでは、きちっと水準を維持するために財政的な保障をするということとで一致していただんですけども、その与党合意の次に、その方針の下、費用負担についての地方案を生かす方策を検討し、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討するというふうにあります。

ここで言う教育水準の維持向上、先ほどもおっしゃいましたけれども、この教育水準の現状をどのようにとらえていらっしゃるのか、また今後どのように向上させようとお考えになって、させる必要がある、させようとお考えいらつしやるのか、これも両方にお聞きしたいと思います。

大臣政務官（松本純君） 教育水準の現状と向上策につきましては、地方団体の代表者も参加をしていただき、現在中央教育審議会におきまして審議中でございます。ここで議論された結果につきまして、総務省としてもこれを支援してまいりたいと考えております。

なお、総務省といたしましては、教育水準の維持向上に関する国の責任は、教育内容については学習指導要領等により、また学級編制や教職員数等につきましては標準法によりまして制度の大枠を定め、法律によって担保するとともに、その所要財源を確実に保障することに尽きるものと考えております。

国務大臣（中山成彬君） 現在の我が国の教育水準ということについていいますと、例えば我が国の子供たちの学力に関しては、国際的な学力調査の結果等によりまして、語学力が大幅に低下するなど、我が国がこれまでトップレベルにありました数学、理科について低下傾向が見られるとか、あるいは初等中等教育に対する公財政支出の対GDP比について見ると、条件は違いますが、進捗国に対して低いとか、さらに、OECDの調査によりますと、教員一人当たりの児童生徒数についても平均を上回っておるといふような状況にあるわけでございまして、この教育水準を維持向上する、これは不断の改善が必要でございますけれども、まず、その優れた教職員を必要数確保して養成、採用、現職研修を通じて教職員の資質向上、資質能力を向上させるための人的な教育の水準を上げるといふこと。それから、教育施設、教材あるいは教員などの整備、いわゆる物的水準を上げていくということ。さらに、子供たちの確かな学力をはぐくむために、学習指導要領等によりまして担保される教育内容の水準、こついったものを全体として上げていくということが必要であると、これが教育水準の維持向上であると考えております。

神本美恵子君 中山大臣に具体的に教育の水準

を測るその物差しというような意味で言っていた  
 だきました。

私は、総務省の方も、教育の水準維持向上のた  
 めに財源を地方によこせという、あの地方六団体  
 の意見を代表しながら総務省もそういうお考えで  
 あれば、教育水準をどのように考えているのかと  
 いうことは、せめて今文科大臣がお答えになっ  
 ぐらいのことは言えるようにして臨まないと、財  
 政論だけで、数字合わせだけでこの教育のことが  
 語られているということに対して、私は非常に懸  
 念をしているんです。

ちよつとあれなんです、この前の中教審に、  
 今総務省の方からも、地方六団体から代表が出て  
 議論をしているとおっしゃいましたけれども、こ  
 の前の第一回の特別部会ときに、教育論なら参  
 加しないと、それは終わった後ですけれども、  
 教育論なら参加しないと、中教審はまるで学校  
 のようとかいう、学校のようだというような発言  
 をされたというのを記事で読みましたが、何かこ  
 れって学校が悪いような言い方じゃないですか。  
 学校のことを議論をしているのに、中教審はまる  
 で学校のように話にならないというようなことを  
 言外に含めた発言をなさっていますが、こういう  
 ことでは本当に教育論として、この義務教育国庫  
 負担制度をどうするか、国と地方の役割をどうする  
 かといったこととまともな議論ができるとは思えな

いんですけれども、総務省、この発言に対しては、  
 総務省も、それから大臣もですけども、どのよ  
 うに受け止めていらっしゃいますか。

大臣政務官（松本純君） この中教審において  
 の議論の内容につきまして、今私からお答えでき  
 る立場にはございませんが、しかし、この義務教  
 育そのものは極めて重要であるという考えは全く  
 変わっておりませんで、この財源をどのように手  
 当てができるかといった仕組みを責任を持って果  
 たしてまいりたい、このように考えております。

国務大臣（中山成彬君） 義務教育の在り方に  
 ついて集中的に検討するための義務教育特別部会、  
 二月二十八日、第一回会合が始まりましたけれど  
 も、これまでに四回開会されておりまして、委員  
 が御指摘の発言につきましては、第二回の義務教  
 育特別部会の終わった後で、記者の質問に答えて  
 の発言というふうに承知しております。

私といたしましては、この義務教育の改革に当  
 たりましては財政論だけではなくて教育論の立場  
 に立つて、義務教育の在り方全般について御議論  
 いただく中で、費用負担の問題についても結論を  
 得ることが不可欠であると、このように考えてお  
 りまして、このことにつきましては地方団体の代  
 表の委員の方にも十分御理解いただきたいと考え  
 ております。

なお、一昨日、三月二十九日の本委員会での参

考人質疑の中で、岡山県の石井知事から教育のそ  
 もそも論を含め部会において幅広く議論に参加し  
 ていきたいという発言があったと聞いております。

また、一昨日の、同じ日でございますが、第四  
 回の特別部会におきまして、地方団体の代表も全  
 員出席されまして、これからの学校像、地域社会  
 の役割について御議論をいただいたと、このよう  
 に考えているわけでございます。文部科学省と  
 いたしましては、この特別部会におきまして、首  
 長とか教育長など地方公共団体の関係者十名を含  
 めて三十三名の委員の方々に参加していただいて  
 おるわけでございますが、それぞれの分野で培わ  
 れました識見等を生かしていただいて、義務教育  
 の本質とかあるいは国の責任、都道府県、市町村  
 学校、家庭の役割など、義務教育全般について、  
 それこそタブーを設けず精力的に御議論いただき  
 たいと、このように考えておるところでございます。

神本美恵子君 中教審の議論がどのように進め  
 られるかということについては一応ペーパーを私  
 も見せていただいたんですが、先ほどの教育水  
 準の維持向上ということで大筋の方から、子供た  
 ちの学力、それから公財政支出、それから教員一  
 人当たりの生徒数や教材や施設設備、それから教  
 育内容についてといつづつなことをおっしゃいま  
 したけれども、もう一歩踏み込んだところでよく

見てみる必要があるんじゃないかと思えます。

といいますのは、例えば教員一人当たりの生徒数といったときの、今学校現場での教職員の現状がどうなっているのか。この前、本委員会、佐藤理事の方からもちよつと御質問があつてたようですけれども、今臨時的任用や非常勤の方々が大変増えているんですね。これは現場の先生方からもよく聞きます。で、臨時的任用は産休、育休、それから最近は病気休職者が大変増えているということ、その代替として来られている方などがいらっしゃると思います。それから、市町村雇いで雇われている方もいらっしゃるという様々な任用形態で教職員が構成されているわけですけれども、そのことが、その実態を文部科学省としてしっかりとらえる必要があるのではないかと。そして、とらえた上で、そのことが教育活動にどのような影響を与えているのか。このことは、教育水準を維持するあるいはより向上させるためには非常に重要な観点ではないかというふうに思っておりますけれども、実態把握とそれから教育活動への影響という点についてはどのようにお考えでしょうか。

政府参考人（錢谷眞美君） 公立小中学校の非常勤講師の数でございますけれども、平成十六年度は国庫負担対象のもので一万六千四百八十一人でございます、前年度に比べまして二千五百六十四人増加をいたしております。

学校教育を充実させる観点から、各教育委員会の判断によりまして地域や学校の実情に応じて適切な教員構成となるような配置ということで行われていると思えますけれども、教職員の配置については学校運営の根幹となる非常勤教職員の配置がまず基本だと思います。その上で、地域や学校の実情に応じて非常勤講師を活用することにより、例えば習熟度別指導やチームティーチング、専科指導の充実など、特色ある教育活動を展開することができるといふふうに考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、数が増加の傾向にあるわけでございますので、文部科学省といたしましても、スクールミーティングなどを通じまして、またモデル的に各学校の状況を把握をするといったことを通じながら実情を把握し、適切な教員配置が各教育委員会において行われますよう促してまいりたいと思っております。

神本美恵子君 常勤といいますが、正規教職員を基本にやっていきたいというお話で、私もそれはそうだと思います。

ただ、実際に今非常勤教職員の方々が学校を支える重要なところを担っていらっしゃるという現実もございますし、増加している。そういう観点から考えれば、先日私のところにもこの非常勤教職員の方々から要請をいただきましたし、文部科学省にも伺ったといふふうにおっしゃっていたん

ですけれども、この方たちが本当にその力を発揮して教育活動に参加するためには、その待遇、処遇についても、これは国が一律に定めるべきなのかということについては、労働基準法とか、まあどこになるんですかね、公務員のほかの部分との関係もあるんでしょうけれども、文部科学省としてはこの件についても、教育水準の維持という観点から、是非今後とも、処遇、待遇、それから学校の中における位置付け、非常に差別的な待遇を学校で受けているといふようなことも訴えられておりましたし、中教審の中でこの非常勤、臨時採用の教職員の問題についても教育の水準を維持するといふ観点から議論をしていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

政府参考人（錢谷眞美君） 教職員の任用につきましては、地域の実情に応じまして、地域全体の教育の質を維持向上できるように、任命権者である都道府県教育委員会が人事計画を見据えて正規採用と臨時的採用の割合を調整しながら実施をしているということになるわけでございます。

ただ、今も申し上げましたように、地域全体の教育の質の向上、それからそれぞれの学校における学校運営、あるいは教育の質の確保という観点から、各任命権者において適切な措置がとられますように、先ほど申し上げましたように、文部科

学省としても、スクールミーティング等を通じて各学校の実情をよく把握をしながら適切な教職員配置等について考えてまいりたいと思っております。

神本美恵子君 もう一つ、教育水準の一つとして、施設設備について、私この委員会に所属しておりましたときに毎回のようによろしく御質問させていただいた問題が、耐震化の問題がございます、学校施設の耐震化。

これについても資料をいただきまして見ましたが、県によって大きなばらつきがありますし、なかなかこれが進まない。老朽化している、その改築もままならない中で耐震診断や耐震化改修というものが進まないということも現状として認識しております。その原因が市町村の財政事情によるというようなことが市町村教育委員会からも声が上がられているということもお聞きをしました。

こういふ施設設備の整備に関しても、文部科学省としてはこれまで責任を持って補助金を出してやってこられたと思うんですけども、これからこれをより一層推進していくためにも、そのことが教育水準にかかわると思うんですが、それについては、こういふことも中教審の中できっちり議論する必要があると思いますが、いかがですか。政府参考人（銭谷眞美君） 学校教育の水準を考えた場合には、先ほどの御答弁にもござい

ましたけれども、人的な水準、それから物的な水準、それから教育内容面での水準ということがあられるわけがございます、物的な水準を維持向上するということは極めて重要な課題であるというふうにまず認識をいたしております。

いわゆる公立学校施設に対する国の負担金、補助金の取扱いにつきましては、昨年の政府・与党合意によりまして、今年の秋までに、義務教育の在り方について検討をするこの中央教育審議会の審議結果を踏まえまして決定をするということになっております。

このような状況の中で、現在、文部科学省でも今後の学校施設整備の在り方について検討し、報告もいただいているところでございますけれども、そういった報告も踏まえながら、中央教育審議会においてこの国の支援を担保する公立文部施設整備費の在り方についてしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

神本美恵子君 もう時間がなくなってきましたので最後になるかもしれませんが、中教審で議論をしてその結論を得て、今年、今回は暫定措置だけれどもその後恒久措置を講ずるといふこの政府・与党合意に関して、中教審の結論がそのまま結論となるのかどうかということについては本委員会でも議論になっていましたけれども、これは是非とも、中教審で本心に義務教育の国の

責務、それから地方の役割というものをきっちり議論をしていくという自信を持って、この結論で義務教育費の今後の制度については結論を得るということ、大臣はその強い決意を持って臨んでいただきたいと思いますので。

これは地方の声も、私も聞く限り、教育に直接携わっている方々、教育委員会も学校現場も保護者もPTAも、そういったところからもその声しか私には聞かえてきませんので、この中教審でしっかりと議論をしてその結論を持って臨むということ、大臣、決意を最後にお願いをしまして、終わりたいと思います。

国務大臣（中山成彬君） 御指摘のように、地方からはもう堅持の声の方が強く聞こえるわけでございます、市町村からは、二千を超える市町村議会から堅持の意見書が出されておりますし、また約九割の市町村教育委員会から国庫負担を必要としているというふうなこともあります。また、平成十五年度におきましては二十二都道府県議会から堅持への必要性が出てきておるわけでございます、地方の声に真摯に耳を傾けておりますけれども、この声の中には本心に堅持の声が強いんだがなということも思いながらこれまでも当たってきたわけでございます、その結果といたしまして中教審で議論しようということになったわけでございます。

今後、政府として結論を出す場合に、その過程の一部として、地方団体との協議の場などにおきまして議論することは考えられるわけでございますが、最終的にはこの政府・与党合意の趣旨を踏まえまして中央教育審議会における議論を、結論を十分尊重することを当然の前提としてその議論に参加していきたいと、このように考えております。

神本美恵子君 最後と思いましたが、ちょっと大臣、尊重してもらおうとかなんとかではなくて、この前の予算委員会でも、今回の措置について総理から済まぬと言われて、はあという感じ、そんなことでは駄目だと思っんですよね。

中教審でもしっかり、本当に学校現場に基づいた、教育水準を維持向上させるんだと、そのためには国が責任持って財政措置をする、そこは手放さないということを大臣のやっぱり職を賭してやっていただきたいと思いますが、最後に、本当に職、首を懸けてやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

国務大臣（中山成彬君） 中央教育審議会の結論がどうなるかわかりませんので、ですから、堅持なのか、いや、そんなの堅持しなくてもいいよという結論が出るかもしれませんのでちょっと慎重にならざるを得ないわけでございますが、私としては、とにかくこの義務教育国庫負担制度、国

の責任というものは、これは果たしていくのは当然だと、そういう思いでございます。中教審の議論もそういう方向で出していただけのものだと確信しておりますが、そういう結論が出ましたら、それを持ってそれこそ命懸けでこれ取り組んでまいりたいと考えております。

神本美恵子君 そういうのを丸投げって言うてしまっんじゃないですか、中教審に丸投げ。そうではなくて、大臣の決意として、中教審でしっかりと、しっかり議論の方向を、方向をやっぱり示すべきだと思っんですよね。

私は中教審を今のところ信じたいと思っておりますし、そういう方向にリーダーシップを発揮していただきたいということをお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

小林元君 民主党・新緑風会の小林元でございます。

予定では最後の質問ということになるようでありますが、今までのいろいろ議論が尽くされてまいりました。この義務教育の国庫負担法の改正法案これはできれば、文部科学省も、皆さんの、委員の話聞いていますと、通らない方がいいんじゃないかと、こういつつに聞こえてくるわけでございます。つまり、その方が財源を、教育財源を確保できると、しっかりと確保できると。

大臣が答弁されましたが、一般財源化する

と大変に危ういところもあるというような御答弁でありましたから、やっぱり文部科学省がしっかりとこの財源を持って教育に充てるということがいいのかなというふうに考えている次第でございます。

この地方分権の流れというものはずっとあったわけでございます。当然これは文部科学省も承知をしていただいておりますが、この平成、一つの区切りですね、平成十年の地方分権推進委員会によりまして、地方分権推進計画ですか、これ閣議決定をされておりますが、これに関して、この負担金、国庫補助負担金の整理合理化という中の基本的な考えにつきました。国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直すことが必要であり、社会経済情勢等の変化を踏まえ、その対象を生活保護や義務教育等の真に国が義務的に負担すべきと考えられる分野に限定していくこととする。つまり、これは残すということですね。国が責任を持ってこれはやりますよというふうに読んで間違いないと思っんですが、そういうことで、先ほども神本委員からも、地方財政の關係で国が責任を持つ分野ということで、生活保護あるいは義務教育について規定があるわけでございます。